

平成28年4月27日招集

平成28年第5回登米市教育委員会
4月定例会議議案

登米市教育委員会

平成28年第5回登米市教育委員会

4月定例会議議事日程

日 時 平成28年4月27日(水)

午前9時

場 所 中田庁舎2階 201会議室

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言 (開会 午前 時 分)
- 3 前回までの教育委員会会議録の承認
- 4 教育委員会会議録署名委員の指名

- 5 教育長報告
日程第1 (報告第8号) 一般事務報告について
- 6 議 事
日程第2 (議案第7号) 登米市スポーツ推進委員の委嘱について
日程第3 (議案第8号) 登米市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
日程第4 (議案第9号) 登米市いじめ防止対策調査委員会委員の委嘱について
日程第5 (議案第10号) 登米市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の制定について
日程第6 (議案第11号) 登米市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則について
日程第7 (議案第12号) 登米市育英資金貸付基金及び登米市浅野兄妹奨学資金貸付基金管理運営規則の一部を改正する規則について
日程第8 (議案第13号) 上杉奨学金貸付基金管理運営規則の一部を改正する規則について
- 7 次回教育委員会定例会議開催日時
平成28年5月 日 () (午 時 分)
- 8 閉会宣言 (閉会 午前 時 分)

- 9 その他
(1) 3月の生徒指導状況について
(2) 教育委員会職員名簿、座席表、災害配備体制について
(3) 市立幼稚園、小・中学校校長名簿一覧、児童生徒・園児数一覧について
(4) 登米市の教育パンフレットについて
(5) その他

- 10 散 会 (散会 午前 時 分)

報告第8号

教育長の一般事務報告について

登米市教育委員会会議規則（平成17年教育委員会規則第3号）第23条の規定により、定例会議に報告すべき一般事務報告を別紙のとおり報告する。

平成28年4月27日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信男

議案第7号

登米市スポーツ推進委員の委嘱について

このことについて、下記のとおり委嘱するものとする。

平成28年4月27日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信男

記

任期：平成28年4月1日～平成29年3月31日

No.	氏名	性別	職業	新・再	備考
1	おの 小野寺 めい 春香	女	会社員	新任	<ul style="list-style-type: none">・登米市スポーツ推進委員規則第4条の規定に基づく補欠委員（平成28年3月に逝去された前任者の残任期間のため、平成28年4月1日発令）・登米市スポーツ推進委員規則第2条の規定に基づく分担する地域は石越町

議案第8号

登米市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

このことについて、下記のとおり委嘱するものとする。

平成28年4月27日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信 男

記

任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日

No.	氏名	性別	構成区分	所属等	新・再	備考
1	あきば かおり 秋葉 加織	女	児童等の保護者	登米市PTA連合会副会長	新任	
2	みうら けんいち 三浦 健一	男	市の職員	総務部総務課法制専門監	新任	
3	ささき ひでみ 佐々木 秀美	女	市の職員	市民生活部健康推進課長	再任	
4	すずき ふみお 鈴木 文男	男	市の職員	福祉事務所子育て支援課長	再任	
5	こん のぶや 金 信哉	男	市立学校の校長	登米市小学校長会長 (佐沼小学校長)	新任	
6	こんの つとむ 金野 勉	男	市立学校の校長	登米市中学校長会長 (中田中学校長)	新任	
7	かとう けいいち 加藤 敬一	男	市教育研究所長	登米市教育研究所長	再任	
8	たかはし えいき 高橋 栄喜	男	市けやき教室所長	登米市けやき教室所長	再任	
9	ささきりかこ 佐々木利佳子	女	県教育事務所の職員	宮城県東部教育事務所登米地域事務所副参事(指導主事)	新任	
10	こばやし ひとし 小林 仁	男	県児童相談所の職員	宮城県東部児童相談所主任主査	再任	
11	にしむら ひろあき 西村 浩昭	男	地方法務局の職員	仙台法務局登米支局長	再任	
12	さとう よしひろ 佐藤 義宏	男	県警察の職員	宮城県佐沼警察署生活安全課長	新任	
13	たけざわ ひさお 竹澤 寿雄	男	県警察の職員	宮城県佐沼警察署生活安全課長	再任	

議案第9号

登米市いじめ防止対策調査委員会委員の委嘱について

このことについて、下記のとおり委嘱するものとする。

平成28年4月27日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信 男

記

任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日

No.	氏名	性別	構成区分	所属等	新・再	備考
1	おいがわ 及川 ひでゆき 英之	男	学識経験を有する者	元佐沼中学校長	再任	迫町
2	すずき 鈴木 まさとし 正俊	男	学識経験を有する者	元南方小学校長	新任	南方町
3	みうら 三浦 みきこ 美季子	女	学識経験を有する者	元佐沼中学養護教諭	新任	迫町
4	さとう 佐藤 あつふみ 厚史	男	医師	佐藤医院院長	再任	南方町
5	くぼ 久保 じゅんや 順也	男	臨床心理士	宮城教育大学准教授	新任	仙台市
6	かさはら 笠原 ひさあき 久昭	男	司法書士	宮城県司法書士会 登米支部	新任	迫町
7	ただの 只野 のぶこ 信子	女	人権擁護委員	登米人権擁護委員協議会会長	新任	中田町
8	おの 小野寺 とみゆき 富之	男	民生委員・児童委員	登米市民生委員・児童委員協議会会長	再任	中田町
9	さとう 佐藤 ひであき 秀明	男	教育相談に関し 専門的な知識を 有する者	NPO法人自閉症ピアリンク センターここねっと理事 長	再任	利府町

議案第 10 号

登米市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の制定について

登米市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（平成 28 年登米市教育委員会規則第 1 号）を下記のとおり制定するものとする。

平成 28 年 4 月 27 日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信男

記

登米市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（平成 28 年登米市教育委員会規則第 1 号）を下記のとおり制定する。

登米市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則

平成 28 年 4 月 1 日

登米市教育委員会規則第 1 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 7 の規定に基づき、登米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任することについて必要な事項を定めるものとする。

（委任事務）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を企画部長に委任する。

- (1) 芸術文化振興支援事業補助金に関すること。
- (2) 文化協会活動支援事業補助金に関すること。
- (3) 高校生絵画展に関すること。
- (4) みやぎの文化育成支援事業（巡回小劇場、青少年劇場小公演等）に関すること。
- (5) 芸術文化関係団体の育成指導に関すること。
- (6) 登米市文化協会に関すること。
- (7) 芸術文化の調査研究に関すること。
- (8) 芸術文化に関する事業の総合調整に関すること。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

登米市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則について

登米市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則（平成 17 年登米市教育委員会規則第 2 号）の一部を下記のとおり改正するものとする。

平成 28 年 4 月 27 日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信 男

記

登米市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則（平成 17 年登米市教育委員会規則第 2 号）の一部を下記のとおり改正する。

様式第 2 号中「60 日」を「3 か月」に、「審査を請求」を「審査請求を」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 12 号

登米市育英資金貸付基金及び登米市浅野兄妹奨学資金貸付基金管理運営規則の一部を改正する規則について

登米市育英資金貸付基金及び登米市浅野兄妹奨学資金貸付基金管理運営規則（平成 17 年登米市教育委員会規則第 53 号）の一部を下記のとおり改正するものとする。

平成 28 年 4 月 27 日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信 男

記

登米市育英資金貸付基金及び登米市浅野兄妹奨学資金貸付基金管理運営規則（平成 17 年登米市教育委員会規則第 53 号）の一部を下記のとおり改正する。

第 26 条を第 28 条とし、第 25 条を第 27 条とする。

第 24 条中「規定により奨学金の返還免除申請書」を「申請書」に、「があった」を「を受けた」に、「のうえ」を「し」に、「（様式第 10 号）」を「（様式第 11 号）」に改め、同条を第 26 条とする。

第 23 条第 1 項中「（様式第 9 号）」を「（様式第 10 号）」に改め、同条を第 25 条とする。

第 22 条を第 24 条とする。

第 21 条第 3 項中「第 18 条」を「第 19 条」に改め、同条を第 23 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（返還猶予の決定）

第 22 条 教育委員会は、前条の申請書の提出を受けたときは、これを審査決定し、本人に奨学金返還猶予決定通知書（様式第 9 号）を交付するものとする。

第 20 条を第 21 条とし、第 11 条から第 19 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（審査の特例）

第 11 条 委員長は、委員会を招集する暇がないと認めるときは、委員会に付すべき事案について持ち回りにより、又は送付する方法によって委員に審査させ委員会の会議に代えることができる。この場合において、当該事案は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

様式第1号中

「

入学（予定）	年 月	編入（予定）	年 月	卒業予定	年 月
--------	-----	--------	-----	------	-----

を

」

「

入学（予定）	年 月	編入（予定）	年 月
卒業予定	年 月	通学別	年 月

に

」

改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第 6 号及び様式第 7 号中「(第 18 条関係)」を「(第 19 条関係)」に改める。

様式第 8 号中「(第 20 条関係)」を「(第 21 条関係)」に改める。

様式第 10 号中「(第 24 条関係)」を「(第 26 条関係)」に、「登教第 号」を「登教総第 号」に改め、同様式を様式第 11 号とする。

様式第 9 号中「(第 23 条関係)」を「(第 25 条関係)」に、「第 22 条及び第 23 条」を「第 24 条及び第 25 条」に改め、同様式を様式第 10 号とし、様式第 8 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 9 号(第22条関係)

登教総第 号

年 月 日

様

登米市教育委員会

印

登米市奨学金返還猶予決定通知書

年 月 日付けで申請のあった奨学金返還猶予の件について、下記のとおり決定したので通知します。

記

決 定	猶予する	猶予しない
決定理由	規則に該当すると認める	規則に該当しないと認める
返還猶予期間	年 月から	年 月まで
返還猶予の決定時における返還未済額	円	

備考

議案第 13 号

上杉奨学金貸付基金管理運営規則の一部を改正する規則について

上杉奨学金貸付基金管理運営規則（平成 17 年登米市教育委員会規則第 54 号）の一部を次のように改正するものとする。

平成 28 年 4 月 27 日提出

登米市教育委員会
教育長 佐藤 信 男

記

上杉奨学金貸付基金管理運営規則（平成 17 年登米市教育委員会規則第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条を第 29 条とし、第 26 条を第 28 条とし、第 25 条を第 27 条とする。

第 24 条中「規定により奨学金の返還免除申請書」を「申請書」に、「があった」を「を受けた」に、「のうえ」を「し」に、「（様式第 10 号）」を「（様式第 11 号）」に改め、同条を第 26 条とする。

第 23 条第 1 項中「（様式第 9 号）」を「（様式第 10 号）」に改め、同条を第 25 条とする。

第 22 条を第 24 条とする。

第 21 条第 3 項中「第 18 条」を「第 19 条」に改め、同条を第 23 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（返還猶予の決定）

第 22 条 教育委員会は、前条の申請書の提出を受けたときは、これを審査決定し、本人に奨学金返還猶予決定通知書（様式第 9 号）を交付するものとする。

第 20 条を第 21 条とし、第 11 条から第 19 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（審査の特例）

第 11 条 委員長は、委員会を招集する暇がないと認めるときは、委員会に付すべき事案について持ち回りにより、又は送付する方法によって委員に審査させ委員会の会議に代えることができる。この場合において、当該事案は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第2号(第6条関係)

上 杉 奨 学 生 推 薦 書											
氏 名				現 在 学校名 学校				部 科 第 学年			
現在学学校の成績				前在学学校の成績 (編入学から1年以内の場合記入)				①学力所見			
学年	年	年	年	校名 学校							
教科	年	年	年					部 科 卒業			
教科	年	年	年	学年	年	年	年				
								③スポーツ活動、文化活動所見 (表彰等も含む)			
								④行動の記録 (5段階評価で記入)			
								健康・体力の向上		生命尊重・自然愛護	
								自 主 ・ 自 律		勤 労 ・ 奉 仕	
								責 任 感		公 平 ・ 公 正	
								創 意 工 夫		公 共 心 ・ 公 聴 心	
								問題行動 (有 ・ 無) 有の場合その具体的内容			
								⑤欠席の状況			
評価の平均				評価の平均				学年	1		
順位	/	/	/	順位	/	/	/	2			
○位/○人中				○位/○人中				3			
校長推薦理由											
.....											
.....											
.....											
.....											
.....											
.....											
.....											
.....											
平成 年 月 日											
(あて先) 登米市教育委員会											
学校名											
校長名											
印											

様式第3号中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に、「第11条」を「第12条」に改める。

様式第4号から様式第5号までの規定中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に改める。

様式第6号及び様式第7号中「(第18条関係)」を「(第19条関係)」に改める。

様式第8号中「(第20条関係)」を「(第21条関係)」に改める。

様式第10号中「(第24条関係)」を「(第26条関係)」に、「登教第 号」を「登教総第 号」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第9号中「(第23条関係)」を「(第25条関係)」に、「第22条及び第23条」を「第24条及び第25条」に改め、同様式を様式第10号とし、様式第8号の次に次の1様式を加える。

様式第9号(第22条関係)

登教総第 号
年 月 日

様

登米市教育委員会

印

上杉奨学金返還猶予決定通知書

年 月 日付で申請のあった奨学金返還猶予の件について、下記のとおり決定したので通知します。

記

決 定	猶予する	猶予しない
決定理由	規則に該当すると認める	規則に該当しないと認める
返還猶予期間	年 月から	年 月まで
返還猶予の決定時における返還未済額	円	

備考

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。